

平成31年1月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成31年1月22日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第3委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則
について

日程第4 議案第2号 伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊
勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する
規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第3号 平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用
する体育（実技）の教材の承認について

【非公開予定：議案第4号～第6号】

日程第7 議案第4号 平成30年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の
決定について

日程第8 議案第5号 平成30年度末校長及び教頭の退職に係る内申に
ついて

日程第9 議案第6号 平成31年度校長及び教頭の人事異動に係る内申
について

その他

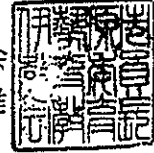
閉 会



伊 教 社 第 2 号
平成31年1月18日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄



地方自治法第180条の2に基づく協議について (回答)

平成31年1月17日付け伊消防第289号で協議がありました、伊勢原市
コミュニティ防災センターに係る市長の権限に属する事務を教育委員会職員に
補助執行させることについては、異存ありません。

(事務担当は、教育部社会教育課公民館係 内線 短縮-017)

伊消防第289号
平成31年1月17日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について（通知）

伊勢原市コミュニティ防災センターを社会教育に係る団体が使用するに当たり、使用者の利便性の向上及び事務の効率化等の観点から、当該施設に係る市長の権限に属する事務を教育委員会職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

1 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

事務担当は、消防本部消防総務課

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

平成31年1月22日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

提案理由

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例（平成30年条例第26号）の施行に伴い、同条例施行規則を制定する必要があるため。

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例（平成30年伊勢原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用できる活動)

第2条 条例第2条に規定する開放施設（以下「開放施設」という。）を使用できる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する団体登録の承認を受けた団体が、屋内運動場又は屋外運動場を使用して行うスポーツに関する活動
- (2) 第5条に規定する団体登録の承認を受けた団体が、石田小学校の家庭科室、音楽室又はランチルーム（以下「特別教室等」という。）を使用して行う社会教育に関する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める活動

(開放日及び開放時間)

第3条 開放施設を使用できる日は、学校長が学校教育上支障がないと認める日（以下「開放日」という。）とし、開放時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開放日及び開放時間を変更することができる。

(団体登録の申請)

第4条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、第2条第1号又は第2号の活動を行うものは、伊勢原市立学校開放施設使用団体登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により団体登録の申請をしようとする者は、第16条に規定する管理指導員2人を届け出るものとする。

- 3 団体登録の申請をすることができる者は、市内に住所を有する者、在勤又は在学者が過半数であり、かつ、10人以上の団体とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(団体登録の承認)

第5条 教育委員会は、前条第1項の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、承認すべきものと認めるときは伊勢原市立学校開放施設使用団体登録簿（第2号様式）に登録し、伊勢原市立学校開放施設使用団体登録証（第3号様式。以下「団体登録証」という。）を交付するものとし、団体登録を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 団体登録証の有効期限は、これを交付した日から交付した日の属する年度の末日までとする。

- 3 第1項の規定により団体登録証の交付を受けた者（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録団体の取消し)

第6条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申請に基づき登録を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に著しく違反したとき。
- (3) 条例第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 登録団体としての要件を欠いたとき。
- (5) その他登録団体として不相当と認める事由があるとき。

(使用の申請)

第7条 屋外運動場夜間照明設備（以下「照明設備」という。）を除く開放施設（以下「運動施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「運動施設等申請者」という。）は、使用しようとする日の属する月の1月前の1日か

ら同月10日までに伊勢原市立学校開放施設使用許可申請書兼減免申請書（第4号様式。以下「使用許可兼減免申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に係る使用の許可が決定した後なお運動施設等に空きがあるときは、引き続き運動施設等の使用の申請を受け付けることができる。この場合において、運動施設等申請者は、使用しようとする日の属する月の1月前の20日から使用日前日までに、使用許可兼減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 照明設備の使用の許可を受けようとする者は、伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則（平成18年伊勢原市教育委員会規則第6号。以下「運用規則」という。）第2条第2号に規定する公共施設予約システムにより使用の申請をしなければならない。この場合における当該申請の手続は、別表第2に定めるものを除き、運用規則の定めるところによる。

（使用の許可）

第8条 教育委員会は、前条の使用許可兼減免申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、許可すべきものと認めるときは、伊勢原市立学校開放施設使用許可書兼減免決定通知書（第5号様式。以下「使用許可兼減免決定通知書」という。）により運動施設等申請者に通知するものとする。ただし、前条第3項の規定による申請に係る許可は、運用規則の定めるところによる。

（使用許可の変更手続）

第9条 運動施設等の使用の許可を受けた者（以下「運動施設等使用者」という。）は、許可された事項を変更するときは、使用日の7日前までに伊勢原市立学校開放施設使用許可変更申請書（第6号様式。以下「使用許可変更申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用許可変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、伊勢原市立学校開放施設使用許可変更決定通知書（第7号様式）により運動施設等使用者に通知するものとする。

（使用料の変更手続）

第10条 運動施設等使用者は、自らの責めに帰さない理由により運動施設等を使用することができなくなった場合で使用料の変更を申し出るときは、使用日から7日以内に伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書（第8号様式。以下「使用料変更申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用料変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、伊勢原市立学校開放施設使用料変更決定通知書（第9号様式）により運動施設等使用者に通知するものとする。

（使用料の納付時期）

第11条 運動施設等使用者は、条例第5条に規定する使用料（照明設備の使用料を除く。）を指定された期限までに納付しなければならない。

2 照明設備の使用の許可を受けた者は、照明設備の使用料を使用する日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第12条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書兼減免申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、使用許可兼減免決定通知書により開放施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。

3 条例第6条の規定による使用料の減免は、別表第3に定める率による。

（使用料の還付）

第13条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、

伊勢原市立学校開放施設使用料還付申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、伊勢原市立学校開放施設使用料還付決定通知書（第11号様式）により使用者に通知するものとする。

3 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。

(1) 条例第7条第1号に該当する場合 既納の使用料の全額

(2) 条例第7条第2号に該当する場合 教育委員会がその都度定める額
(使用の許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、条例第8条の規定により使用の許可を取消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させるときは、伊勢原市立学校開放施設使用許可取消等通知書（第12号様式）により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合については、この限りでない。

(遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって、開放施設の維持保全を図ること。

(2) 許可なく火気を使用し、又は危険物等を持ち込まないこと。

(3) 許可なく開放施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な事項を守り、教育委員会の指示に従うこと。

(管理指導員)

第16条 管理指導員は、次に掲げる責務を有する。

(1) 開放施設の使用における適正な管理指導をすること。

(2) 許可された使用時間を開放施設を使用する者に遵守させること。

(3) 使用後の開放施設の原状回復及び清掃の指導点検をすること。

- (4) 屋内運動場、特別教室等の開錠及び施錠を管理すること。
- (5) 使用後の管理指導員日誌（第13号様式）を記録すること。
- (6) 教育委員会が指示した事項を開放施設を使用する者に遵守させること。

2 第2条第3号に規定する団体については、団体の代表者が管理指導員の責務を有する。

（学校との連携）

第17条 教育委員会は、学校長と十分な連携を図り、学校施設の開放をするものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前に行うことができる。

（伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則及び伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例施行規則の廃止）

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則（昭和58年伊勢原市教育委員会規則第1号）
- (2) 伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例施行規則（昭和60年伊勢原市教育委員会規則第3号）

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則の規定に基づく様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

別表第1 (第3条関係)

開放施設		開放日	開放時間
屋内運動場	伊勢原小学校	学校の休業日	午前9時～午後9時
	大山小学校	学校教育活動が 午前中で終了す る日	午後1時～午後9時
	高部屋小学校		
	比々多小学校		
	成瀬小学校	上記以外の日	午後4時～午後9時
	大田小学校		
	桜台小学校		
	緑台小学校		
	竹園小学校		
	石田小学校		
	山王中学校		
	成瀬中学校	学校教育活動が 午前中で終了す る日	午後1時～午後9時
	伊勢原中学校		
	中沢中学校		
	上記以外の日	午後6時～午後9時	
照明設備を有 しない屋外運 動場	伊勢原小学校	学校の休業日	午前9時～午後6時
	大山小学校	学校教育活動が 午前中で終了す る日	午後1時～午後6時
	高部屋小学校		
	比々多小学校		
	成瀬小学校	上記以外の日	午後4時～午後6時
	大田小学校		
	桜台小学校		
	緑台小学校		
	竹園小学校		

	山王中学校	学校の休業日	午前9時～午後6時
	成瀬中学校	学校教育活動が午前中で終了する日	午後1時～午後6時
	伊勢原中学校		
照明設備を有する屋外運動場	石田小学校	学校の休業日	午前9時～午後9時
		学校教育活動が午前中で終了する日	午後1時～午後9時
		上記以外の日	午後4時～午後9時
	中沢中学校	学校の休業日	午前9時～午後9時
		学校教育活動が午前中で終了する日	午後1時～午後9時
		上記以外の日	午後7時～午後9時
特別教室等 (家庭科室、音楽室、ランチルーム)	石田小学校	学校の休業日	午前9時～午後9時
		学校教育活動が午前中で終了する日	午後1時～午後9時
		上記以外の日	午後6時～午後9時

備考

- 1 開放日の欄に規定する日には、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までを含まないものとする。
- 2 「学校の休業日」とは、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第3条に規定する休業日をいう。
- 3 「学校教育活動が午前中で終了する日」とは、学校の授業及び学校行事

が午前中で終了する日をいう。

別表第2（第7条関係）

区分	申請期間	1か月当たりの申請 件数
抽選申込みをす る場合	使用しようとする日の属する月の 2月前の20日から27日まで	10件まで
随時使用申請を する場合	使用しようとする日の属する月の 1月前の20日から使用日前日ま で	20件まで

備考

- 1 随時使用申請をする場合における1か月当たりの申請件数は、抽選申込みのうち第8条の規定による使用の許可を受けた件数を含む。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 申請1件当たりの使用時間は、4時間までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

別表第3 (第12条関係)

開放施設 減免基準	屋内運動場 屋外運動場	特別教室等	夜間照明設備
市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用するとき。	100分の100	100分の100	100分の100
市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用するとき。	100分の100	100分の100	100分の100
主たる構成員が市内に在住する中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒を含む。）以下の者で構成された団体が使用するとき。	100分の100		
市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用するとき。	100分の100	100分の100	
国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用するとき。	100分の100		

市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する時。	100分の50	100分の50	100分の50
伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する時。		100分の50	
主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する時。	100分の50	100分の50	
その他教育委員会が必要と認める時。	その都度教育委員会が定める。		

伊勢原市立学校開放施設使用団体登録証

開放校及び登録番号	伊勢原市立	学校	第	号
使用施設				
団体名				
代表者氏名				
代表者住所				

上記の団体は、伊勢原市立学校開放施設の使用団体であることを証する。

年 月 日

伊勢原市教育委員会



注 意

- 1 この証は、開放施設を使用する際、必ず代表者が所持してください。
- 2 この証を紛失したときは、速やかに教育委員会へ届け出て再交付を受けてください。
- 3 この証の有効期限は、 年 月 日までです。

伊勢原市立学校開放施設使用許可の条件

- 1 使用者の負傷等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- 2 使用に際しては、火気に留意するとともに、施設等の破損については、登録団体が責任をもって速やかに原形に復すること。
なお、特殊な破損については、開放校の校長又は教育委員会と協議すること。
- 3 使用後は、使用した用具の片付けと施設の清掃を行うこと。
- 4 申請内容と異なる使用をしていることが判明した場合には、使用許可が取消しとなるものであること。
- 5 不正の行為により、団体の登録又は使用許可を受けたことが判明した場合には、団体登録及び使用許可が取消しとなるものであること。
- 6 公共又は公共の用に供する必要が生じたときは、使用許可が取消しとなるものであること。
- 7 使用に当たっては、管理指導員の指示に従うこと。
- 8 この証を他の団体等に貸与してはならない。
- 9 施設管理上支障がある場合には、使用許可が取消しとなるものであること。

伊勢原市立学校開放施設使用許可申請書兼減免申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 (代表者) 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり伊勢原市立 学校開放施設の使用 (及び使用料の減免) を申請します。

団 体 名			
登 録 番 号	<input type="checkbox"/> 第 _____ 号	<input type="checkbox"/> 一時使用	
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 夜間照明施設 <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)		
使 用 日 時	月 分	日 () 時 分 ~ 時 分	事務処理欄
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
		日 () 時 分 ~ 時 分	
使 用 目 的			
減 免 申 請	減 免 理 由	減免率 (100分の100) <input type="checkbox"/> 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用するとき。 <input type="checkbox"/> 市内の地域自治・地域安全関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ・健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が行政上必要な説明会等のために使用するとき。	使 用 料
			円
		減免率 (100分の50) <input type="checkbox"/> 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 伊勢原市文化団体連盟とその加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用するとき。	差引使用料
		その他 <input type="checkbox"/>	円
上記のとおり許可 (決定) してよろしいか。			
決 裁 欄	公印使用	起 案	・
		決 裁	・
		施 行	・

太枠内のみ記入してください。

伊勢原市立学校開放施設使用許可書兼減免決定通知書				
		年 月 日		
(団体名) (代表者名)		様		
		伊勢原市教育委員会 <input checked="" type="checkbox"/>		
次のとおり、伊勢原市立		学校開放施設の使用の許可 (及び使用料の減免) を決定 します。		
団 体 名				
登 録 番 号	<input type="checkbox"/> 第	号	<input type="checkbox"/> 一時使用	
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)		事務処理欄	
使 用 日 時	月 分	日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
		日 ()	時 分 ~ 時 分	
使 用 目 的		人 数	人	
減 免 <input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由:	減 免 理 由	減免率 (100分の100)		使 用 料
		<input type="checkbox"/> 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用するとき。 <input type="checkbox"/> 市内の地域自治・地域安全関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ・健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 国又は神奈川県若しくはこれらが設置する機関が行政上必要な説明会等のために使用するとき。		円
		減免率 (100分の50)		減 免 額
		<input type="checkbox"/> 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 伊勢原市文化団体連盟とその加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用するとき。 <input type="checkbox"/> 主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用するとき。		円
その他				
<input type="checkbox"/>				

(注) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第6号様式 (第9条関係)

<p>伊勢原市立学校開放施設使用許可変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊勢原市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 団体名 (代表者) 住所 氏名 電話</p> <p>次のとおり伊勢原市立 学校開放施設使用許可を変更したいので申請します。</p>	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)
使用許可を受けた日時	変更日時
月 日 () 時 分～	月 日 () 時 分～
変更内容・理由	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 変更 <div style="margin-left: 100px;">(理由)</div>
備考	

※ 使用日の7日前までに申請をしてください。

※ 以下は記入しないでください。

決 裁 欄	公印使用	起 案
		決 裁
		施 行

伊勢原市立学校開放施設使用許可変更決定通知書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
(団体名) (代表者名)	様 <div style="text-align: right;">伊勢原市教育委員会 印</div>
次のとおり伊勢原市立 学校開放施設使用許可変更を決定したので通知します。	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)
使用許可を受けた日時	変更日時
月 日 () 時 分～	月 日 () 時 分～
変更内容・理由	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 変更 (理由)
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由:)
変更前使用料 (A)	円
変更申請額 (B)	円
変更申請額 (A-B)	円
備考	

※ この通知書は、使用決定通知書と一緒に携帯・保管してください。

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
 また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 団体名 _____
 (代表者) 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり申請します。

開放校	伊勢原市立	学校	登録番号	第	号
-----	-------	----	------	---	---

使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場	<input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)
------	--	--

使用許可を受けた日時		使用状況	事務 処理欄
月 分	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	

(理由)

変更前の納付決定額 (A)	円
変更申請額 (B)	円
変更後の納付額 (A-B)	円

太枠内のみ記入してください。

※使用料の変更は、悪天候など使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合のみ申請することができます。

上記のとおり決定してよろしいか。

決 裁 欄	公印使用	受 付	.	.
		決 裁	.	.
		施 行	.	.

第9号様式 (第10条関係)

伊勢原市立学校開放施設使用料変更決定通知書

年 月 日

(団体名)
(代表者名)

様

伊勢原市教育委員会 印

次のとおり決定したので通知します。

開放校	伊勢原市立	学校	登録番号	第	号
-----	-------	----	------	---	---

使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場	<input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)
------	--	--

使用許可を受けた日時		使用状況	結果
月 分	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
	日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用時間 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

備考欄

変更前の納付決定額 (A)	円
変更申請額 (B)	円
変更後の納付額 (A-B)	円

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
 また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

伊勢原市立学校開放施設使用料還付申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 (代表者) 団体名 _____
 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり申請します。

開放校	伊勢原市立	学校	登録番号	第 号
-----	-------	----	------	-----

使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)
------	--

使用内容	
------	--

申請理由	<input type="checkbox"/> 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなかったとき。 <input type="checkbox"/> その他 (理由を簡潔に御記入ください。) [_____]
------	---

使用日	使用時間	事務処理欄
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	時間

決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する <input type="checkbox"/> 還付しない (理由: _____)
既納額	円
還付額	円
変更後の使用料	円
差引額	円

上記のとおり決定してよろしいか。

決 裁 欄	公印使用	受付	・	・
		決裁	・	・
		施行	・	・

第11号様式(第13条関係)

伊勢原市立学校開放施設使用料還付決定通知書

年 月 日

(団体名)
(代表者氏名)

様

伊勢原市教育委員会 印

次のとおり決定しましたので通知します。

開放校	伊勢原市立	学校	登録番号	第	号
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 家庭科室(石田小学校) <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 音楽室(石田小学校) <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> ランチルーム(石田小学校)				
決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する <input type="checkbox"/> 還付しない(理由:)				
還付理由	<input type="checkbox"/> 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなかったとき。 <input type="checkbox"/> その他()				
使 用 日	使 用 時 間			還付金額	
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
月 日 ()	時 分	~	時 分	時間	円
既 納 額	円				
還 付 額	円				
変更後の使用料	円				
差 引 額	円				

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

伊勢原市立学校開放施設使用許可取消等通知書

年 月 日

(団体名)
(代表者名)

様

伊勢原市教育委員会 印

次のとおり、伊勢原市立
する。

学校開放施設の使用許可を取消 (中止、変更)

内 容	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 変更	
使用許可施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 家庭科室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> 音楽室 (石田小学校) <input type="checkbox"/> 夜間照明設備 <input type="checkbox"/> ランチルーム (石田小学校)	
使用許可日	月 分	月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
		月 日 () 時 分 ~ 時 分
理 由	伊勢原市立学校施設の開放に関する条例第8条第 号に該当のため	

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用
予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について

伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則（平成18年伊勢原市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規程により提案する。

平成31年1月22日

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代英雄

提案理由

伊勢原市立公民館条例（昭和54年条例第10号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設
利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則

伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約
システムの運用に関する規則（平成18年伊勢原市教育委員会規則第6号）の
一部を次のように改正する。

別表中

「伊勢原市下谷1473番地」を「伊勢原市下谷1474番地の1」に改める。

第1号様式中「同意のうえ」を「同意の上」に、

「主に使う利用者メディア 1パソコン 2窓口端末 3携帯電話 4スマートフォン」を

「主に使う利用者メディア 1パソコン 2窓口端末 3スマートフォン」に、

連絡者電話番号	— —	利用種目	
昼間の連絡先電話番号	— —		

を

連絡者電話番号	— —	生年月日（西暦）	年 月 日
昼間の連絡先電話番号	— —	利用種目	

に、

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>伊勢原市立大 田公民館</td> <td>伊勢原市下谷 <u>1 4 7 3 番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1号様式 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第2号様式～第4号様式 (略)</p>	施設名	位置	(略)	(略)	伊勢原市立大 田公民館	伊勢原市下谷 <u>1 4 7 3 番地</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>伊勢原市立大 田公民館</td> <td>伊勢原市下谷 <u>1 4 7 4 番地</u> の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1号様式 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正規定のとおり</td> </tr> </table> <p>第2号様式～第4号様式 (略)</p>	施設名	位置	(略)	(略)	伊勢原市立大 田公民館	伊勢原市下谷 <u>1 4 7 4 番地</u> の1	(略)	(略)	改正規定のとおり
施設名	位置																		
(略)	(略)																		
伊勢原市立大 田公民館	伊勢原市下谷 <u>1 4 7 3 番地</u>																		
(略)	(略)																		
(略)																			
施設名	位置																		
(略)	(略)																		
伊勢原市立大 田公民館	伊勢原市下谷 <u>1 4 7 4 番地</u> の1																		
(略)	(略)																		
改正規定のとおり																			

平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の
教材の承認について

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第10条に基づく、平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第10号の規定により提案する。

平成31年1月22日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

提案理由

平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材について承認する必要があるため。

平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育(実技)の教材

区 分	教 材 名	発 行 所
小学校	新版 体育の学習	株式会社 光文書院
中学校	中学体育実技	株式会社 学研教育みらい